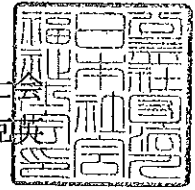


日社福士2014-402  
2014年10月10日

厚生労働省社会・援護局  
局長 鈴木 俊彦 殿

公益社団法人日本社会福祉士  
会長 鎌倉 克



## 生活困窮者自立相談支援事業における人材配置に関するお願い

平成25年12月13日に公布された生活困窮者自立支援法はその成立時の衆議院附帯決議において、自立相談支援事業の相談員には社会福祉士等の配置が議決されました。しかし、平成26年の生活困窮者自立促進支援モデル事業での自立相談支援機関の職員における社会福祉士の配置は25.6%との報告があり、また主任相談支援員においても40%程度と推定される状況です。

さらには、厚生労働省が生活困窮者自立支援制度全国担当者会議において示した主な質問事項に対する回答では、相談支援員等は研修受講を義務づけるが資格を限定するものではない、との回答が示されています。

附帯決議は法的な拘束力はありませんが、その意義を尊重しなければならないと考えます。そこで次の事項を要望します。

### 【要望事項】

厚生労働省が示した自立相談支援事業に従事する相談支援員等にかかる質問への回答内容を見直し、改めて社会福祉士等を配置するための検討及び措置を講じていただきたい。

### 【理由】

1. 相談員として「社会福祉士等」と附帯決議に示された趣旨は、社会福祉士が支援業務に精通しているため、配置する人員として適切ということであること。
2. 社会福祉士以外を配置する場合は、社会福祉士と同等以上に支援業務に精通していることが求められるが、国が実施する6日間の自立相談支援事業従事者養成研修では同等レベルに達することは難しいと考えられること。
3. 今回示された回答内容は、自治体において社会福祉士を確保する必要性の意識に較差を生じさせ、その結果、配置する人員の資質面や待遇面で地域格差を拡大させる懸念があること。
4. 地域包括支援センターの場合は社会福祉士等の配置を推進した結果、約95%の地域包括支援センターに社会福祉士を配置できていると推定され、社会福祉士の確保が必ずしも困難とは言えないこと。

以上

## 【参考資料】

### ■生活困窮者自立支援法成立時の衆議院附帯決議 第二項

「二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。」

### ■生活困窮者自立支援制度全国担当者会議（平成 26 年 9 月 26 日開催）

< 主な質問事項について（抜粋） >

問 5 全国一斉に自立相談支援事業が行われることで、事業者や社会福祉士等の奪い合い等となり、4月1日に委託先事業者や社会福祉士等を市で確保できず、直営の実施も困難になった場合、国が想定する支援ができないことも考えられる。国においても早い段階で実施方針等を示してもらいたい。

(答)

○自立相談支援事業に従事する相談支援員等については、研修受講を義務づける一方で資格を限定する者ではなく、一定の支援の質を担保しつつ自治体において円滑に確保できるような取扱いとしているところである。

○本制度は、法制化により、基本的には人材や社会資源の安定的な確保につながるものと考えますが、新たな制度であることもあり、自治体においては、現時点で社会資源の把握や開拓等が十分に進んでいないところもあるものと考えます。引き続き、広報誌への掲載、ポスター・チラシなどの広報のほか、関係機関、団体への説明会、協議会の開催なども通じて、計画的に体制整備を進めることが重要であると考えます。